

松山市長旗杯大会開催支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市長旗杯大会（以下「大会」という。）の開催支援に関し必要な事項を定める。

(支援)

第2条 松山市長旗杯大会開催支援実行委員会（以下「委員会」という。）は、大会の円滑かつ継続的な運営を図るため、大会の運営に係る競技用具又は競技開催に必要な消耗品等について予算の範囲内で支援金を交付するほか、賞状を提供する。

(支援の対象大会)

第3条 支援の対象となる大会は、次に掲げるいずれかに該当し、松山市内に所在する会場を使用して、松山市全域以上の規模を対象として開催されるスポーツ大会とする。ただし、支援金の交付を受けることが出来る大会は、国、地方公共団体その他団体から助成金等（ただし、協賛金並びに松山市のスポーツにおける市長賞交付に関する取扱要領に基づく市長賞及び教育長賞による支援を除く。）を受けていないものに限る。

- (1) 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団に加盟する団体が主催する大会
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体、準加盟団体及び承認団体の競技種目で、参加選手人数が50人以上の大会
- (3) 主に障がい者の身体機能の維持・向上や、自立と社会参加を推進させることを目的とする大会であり、参加選手人数が20人以上の大会
- (4) 主に高齢者の運動機能の向上や、楽しみ・生きがいをづくりを目的とする大会であり、参加選手人数が20人以上の大会
- (5) その他、委員会の会長（以下「会長」という。）が適当と認める大会

(支援の範囲)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、大会開催に要した経費であって、別表に定めるとおりとする。

- 1 支援金の上限額は、3万円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、これまでに開催実績がない新たな大会として委員会が認めるものに係る支援金の上限額は、20万円とする。この場合において、支援対象経費の種類による上限額は、次のとおりとする。
 - (1) 審判謝礼及び施設使用料の合計額 3万円
 - (2) 前号以外の支援対象経費の合計額 17万円

- 3 賞状は、個人種目競技（個人又は3人までで構成されるチームで行われる競技をいう。）にあつては優勝、準優勝又は第3位の個人若しくはチームに所属する個人に各1枚を限度に提供し、団体種目競技（4人以上で構成されるチームで行われる競技をいう。）にあつては優勝、準優勝又は第3位のチームに各1枚を限度に提供する。

（支援の条件）

第5条 支援の条件は、次のとおりとする。

- （1）大会開催要項等の作成に当たっては、事務局と協議の上、委員会に協賛している企業名を記載すること。
- （2）会長から大会の遂行状況について報告を求められたときは、その指示に従い報告すること。
- （3）委員会の事務局が主催者及び参加者を対象としたアンケート調査等を依頼した場合は、協力できること。
- （4）生涯スポーツの普及・促進の観点から、継続した大会開催に努めること。
- （5）正式大会名に「松山市長旗」、「松山市長杯」、「松山市民」のいずれかを表示すること。

（支援の申請）

第6条 大会主催者は、支援を受けようとするときは、支援依頼申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、大会の初日の30日前までに会長に申請しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認める場合は、大会の前日まで申請できるものとする。

- （1）大会開催要項
- （2）収支予算書
- （3）その他会長が必要と認める書類

（支援の決定）

第7条 会長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援内容を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに大会主催者に通知するものとする。

（支援の変更又は中止）

第8条 大会主催者は、大会を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ支援事業変更・中止承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認める場合は、事後の申請も認めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成金の増減を伴わない軽微な変更については、前項の

規定による変更又は中止の申請は、要さない。

- 3 会長は、支援事業変更・中止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、支援事業変更・中止承認書（様式第4号）により、大会主催者
に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 大会主催者は、大会終了日から起算して原則30日を経過する日までに、実績
報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付の上、会長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書
- （2）大会を開催したことが分かる書類
- （3）支援金に係る領収証その他の支払いを証明する書類の写し
- （4）その他会長が必要と認める書類

（支援金額の確定）

第10条 会長は標準支援を決定した大会主催者から、前条に規定する実績報告書の提
出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の額を確定し、
速やかに大会主催者に通知するものとする。

（支援金の請求及び交付）

第11条 前条の規定により連絡を受けた大会主催者は、支援金の交付を受けようとす
るときは、支援金請求書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、大会主催者から支援金請求書の提出があったときは、速やかに支援金を交
付するものとする。

（支援決定の取消し等）

第12条 会長は、支援申請を行った者が偽りその他不正の行為により、第7条の規定
による支援の決定（以下「支援決定」という。）を受けたときは、当該支援決定を取
り消し、又は変更することができる。

- 2 会長は、前項の規定により支援決定を取り消し、又は変更した場合において、既に
支援金が交付されているときは、期限を定めて支援対象者に当該支援金の全部又は一
部の返金を命じることができる。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

この要綱は、平成26年10月16日から施行する。

この要綱は、平成29年3月22日から施行し、平成29年4月1日以後に開催される大会から適用する。

この要綱は、平成30年9月11日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。ただし、改正前の様式第1号は、令和4年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月3日から施行し、令和5年4月1日以後に開催される大会から適用する。

この要綱は、令和8年2月18日から施行し、令和8年4月1日以後に開催される大会から適用する。

この要綱は、令和8年4月21日から施行し、令和8年4月21日以後に開催される大会から適用する。

別表（第4条関係） 支援の範囲

支援対象経費	備 考
審判謝礼	審判への謝礼金
市長杯又は市長旗	市長杯及び市長旗の購入、制作に係る経費
トロフィー、楯、カップ、メダル及び賞状	表彰規程を設けている大会で、優勝、準優勝又は3位の者の表彰に係る経費
競技開催備品	競技に必要な器具及び用具等の購入に係る経費
競技開催消耗品	競技に必要な試合球、ラインテープ等の購入に係る経費 (本部運営等に要するボールペン等文具類は除く)
施設使用料	競技会場の使用料